

## 令和2年度10月1日付建設業法改正に伴う「適切な社会保険への加入」について

### 1 「適切な社会保険に加入していること」が許可要件となりました。

- ・令和2年10月1日以降の申請（更新含む）については、適切な社会保険に加入していない場合、許可することができませんのでご注意ください。

### 2 「健康保険等の加入状況」に関する様式等が変わりました。

- ・(旧)様式第20号の3 → (新)様式第7号の3へ様式番号が変わりました。
- ・また、様式第7号の3「健康保険等の加入状況」の記載方法が変わりました。

保 険 の 加 入 状 況	番 号
適用事業所、適用事業の <u>届出を行っている</u> 場合	「1」
<u>適用除外</u> の承認を受けている場合	※「2」
<u>一括適用</u> の承認に係る営業所の場合	「3」

※社会保険の許可要件化に伴い、【未加入】の項目は無くなりました。

(旧)「2」…未加入 → (新)「2」…適用除外

### 3 確認資料について

#### 《健康保険・厚生年金保険》

- ・健康保険の加入状況がわかる下記の書類の写しをご提出ください。  
「事業所整理記号及び事業所番号」の記載については、資料①をご覧ください。

- 保険料の納入に係る「領収証書又は納入証明書」の写し
- 新設会社にあつては、「保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書」又は年金事務所に提出された「加入申請書」（年金事務所の受付印があるもの）の写し

#### 《雇用保険》

- ・雇用保険の加入状況がわかる下記の書類の写しをご提出ください。  
「労働保険番号」の記載については、資料②をご覧ください。

- 「労働保険概算・確定保険料申告書」及び「領収済通知書」の写し
- 「労働保険料等納入通知書」及び「領収済通知書」の写し
- 新設会社にあつては、「雇用保険適用事業所設置届」の写し

労働保険番号（14桁）

都道府県番号 (2桁)	所掌番号 (1桁)	管轄番号 (2桁)	基幹番号 (6桁)	枝番号 (3桁)
41	3※	〇〇	□□□□□□	△△△

※建設業は労働保険の取扱い上、二元適用事業に適用し、「雇用保険」の場合は、『413〇〇…』から始まる番号です。

(参考)

○保険加入義務のある適用事業所とは

- ・健康保険・厚生年金保険…法人の事業所または常時5人以上の従業員（家族従事者を除く）を使用する個人事業所
- ・雇用保険…労働者を1人でも雇用する事業所（個人・法人問わない）

※保険加入義務のある適用事業所であっても、被保険者となる従業員が年金事務所長の承認を受けて、建設業に係る国民健康保険組合（例：全国土木建築国民健康保険組合）に加入している場合は、適用除外となります。その場合には、追加で確認資料を徴収する場合があります。

資料① 領収証書(様式) <健康保険・厚生年金保険関係>

**領 収 済 通 知 書** 国庫金 厚生保険

6118 00063140 厚生労働省年金局(函館)

納付目的  
 健康保険料  
 厚生年金保険料  
 児童手当繰出金  
 平成 年度  
 厚生労働省所管  
 年金特別会計

事業所整理記号 事業所番号

うち証券受領

収入機関番号 納付番号 確認番号  
00500

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構  
函館年金事務所

あて先  
歳入徴収官  
厚生労働省年金局事業管理課長  
(所在地) 〒100-8916 千代田区霞が関1-2-2  
(領収証送付先住所)  
日本年金機構内厚生労働省年金局 〒100-8905 東京都千代田区千代田  
この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、  
インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

担当課 函館年金事務所歳収担当

(領収日付印)  
上記の合計額を徴収しました。  
(厚生労働省年金局送付先)  
翌年度5月1日以降現年度歳入組入

**領 収 控** 国庫金 厚生保険

6118 00063140 厚生労働省年金局(函館)

納付目的  
 健康保険料  
 厚生年金保険料  
 児童手当繰出金  
 平成 年度  
 厚生労働省所管  
 年金特別会計

納付目的年月  
平成 年 月 日

納付期限  
平成 年 月 日

納入告知書(納付書)発行年月日  
平成 年 月 日

事業所整理記号 事業所番号

うち証券受領

証券受領 全部 一部

合計額  
千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円

収入機関番号 納付番号 確認番号  
00500

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構  
函館年金事務所

延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。  
計算方法 (延滞期間が10日未満、前払期間が10日未満、厚生年金保険法第567条、  
料率(納付率)は、児童手当繰出金(2%)  
毎月の完納の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てて、

Pay-easy(ペイジー)対応のATM、  
インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

(領収日付印)  
上記の合計額を徴収しました。  
(収入機関印)  
翌年度5月1日以降現年度歳入組入

事業所整理記号・  
事業所番号

**納入告知書 納付書・領収証書** 国庫金 厚生保険

6118 00063140 厚生労働省年金局(函館)

納付目的  
 健康保険料  
 厚生年金保険料  
 児童手当繰出金  
 平成 年度  
 厚生労働省所管  
 年金特別会計

納付目的年月  
平成 年 月 日

納付期限  
平成 年 月 日

納入告知書(納付書)発行年月日  
平成 年 月 日

事業所整理記号 事業所番号

うち証券受領

証券受領 全部 一部

合計額  
千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円

収入機関番号 納付番号 確認番号  
00500

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構  
函館年金事務所

延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。  
計算方法 (延滞期間が10日未満、前払期間が10日未満、厚生年金保険法第567条、  
料率(納付率)は、児童手当繰出金(2%)  
毎月の完納の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てて、

Pay-easy(ペイジー)対応のATM、  
インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

(領収日付印)  
上記の合計額を徴収しました。  
(納付書添し)  
翌年度5月1日以降現年度歳入組入



### 健康保険等の加入状況

- (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
- (2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があつたので、提出します。

令和 2 年 10 月 1 日

地方整備局長  
北海道開発局長  
佐賀県知事 殿

現在有効な許可を記入  
複数の許可がある場合は最も古いものを記入  
※新規申請の際は、記入しない。

申請者  
届出者

佐賀市城内 1-1-59  
(株)佐賀建設  
代表取締役 佐賀 太郎



許可番号 国土交通大臣 許可(般特-2)第012345号 許可年月日 令和02年10月01日  
佐賀県知事

営業所一覧に記入した営業所ごとに記入		保険の加入状況			事業所整理記号等	
営業所の名称	従業員数	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険
本店	( 10 人 ) ( 3 人 )	2	1	1	健康保険 全国建設業国民健康保険組合 (適用除外承認済み)	厚生年金保険 ○○ケンー○○○○
唐津営業所	( 5 人 ) ( 0 人 )	3	3	3	健康保険 本店一括	厚生年金保険 本店一括
					雇用保険 本店一括	
合計	( 15 人 ) ( 3 人 )					

法人の役員・個人事業主を含めた常勤の従業員数(建設業以外に従事する者も含む)を記入  
( )内は役員又は個人事業主(同居の親族である従業員を含む)の人数の内数として記入

健康保険・厚生年金保険・・・「事業所整理記号」及び「事業所番号」を記入  
雇 用 保 険・・・「労働保険番号」を記入  
※一括適用承認を受けている営業所、支店等については「本店一括」と記入

**【注意】 記載番号が変わりました！！**

**【加入済み】・・・「1」を記入**  
**【適用除外】・・・「2」を記入**  
**【一括適用承認】・・・「3」を記入**

※適用除外「2」の例

- ・健康保険・厚生年金保険(健康保険法・厚生年金保険法)  
→従業員4人以下である場合の個人事業主
- ・雇用保険(労働保険の保険料徴収等に関する法律)  
→従業員が1名も雇用されていない場合

※一括適用承認「3」の例

- ・従たる営業所で一括適用の承認を受けた営業所である場合

※改正建設業法が令和2年10月1日より施行され、全ての社会保険の適切な加入が許可要件となりました。